

平塚市立横内中学校いじめ防止基本方針

平塚市立横内中学校

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

（本校のいじめに対する基本的な考え方）

本校では、「いじめ」とは、「いじめ防止対策推進法」や「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、次のように定義します。「いじめ」とは、「学校に在籍している被害生徒等に対して被害生徒等と一定の人的関係にある生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であり、「いじめ」の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた生徒の立場に立つことが必要です。

被害生徒がいじめと感じたものは全て、いじめとして捉えます。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している状態」とは、少なくとも「いじめに係る行為が止んでいること」、「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の 2 つの要件が満たされている必要があります。「いじめに係る行為が止んでいること」とは、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為

（インターネットを通じておこなわれるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも 3 か月継続していることを目安とします。「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」については、被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

（本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢）

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティ作りに努めます。

（いじめの禁止）

本校生徒は、いじめを行ってははいけません。

（学校及び職員の責務）

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

2 いじめの防止等に関する内容

いじめの問題に取り組むに当たっては、日々「未然防止」と「早期発見」に努め、いじめを認知した場合は、早期に対応し、解消に向けた取組を行うとともに、家庭や関係機関、地域と連携を図る。

(1) いじめの未然防止のための取組

- ・生徒一人ひとりの自己肯定感を高めるため、自治活動を高める学級・学校づくりを行う。
- ・職員間で常に子どもの情報交換ができるようにする。
- ・いじめの態様や特質等について、毎週実施する生徒支援会議や年複数回の校内研修、職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応できるようにする。
- ・道徳教育、人権教育を通して、他者や自分のことが理解できるようにする。
- ・学級や部活動等の中で、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを推進する。
- ・交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努める。
- ・教科、学級の活動を通して、コミュニケーション能力を高める。
- ・生徒及び保護者がいじめに係る相談がしやすい信頼関係づくりに努める。
- ・すべての生徒の特性を踏まえ、いじめが生じないよう日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行うことを推進する。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査「教育相談アンケート」及び「教育相談」を実施する。
- ・いじめの早期発見に向け、教職員が日頃から、生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。また、けんかやふざけ合いであっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを積極的に認知するよう努める。
- ・生徒及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるように相談体制の整備を行う。
- ・相談、通報のあった事案は、「生徒支援会議」を通して情報の共有に努める。
- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて年に複数回実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

(3) いじめへの早期対応

- ・いじめ（またはその疑いがある行為）を見た場合は、すぐにいじめをやめさせる。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認をする。なお、いじめられた生徒（いじめを受けている疑いがある生徒）やいじめを知らされてきた生徒の安全確保を徹底する。また、いじめに係る情報は、適切に記録する。
- ・発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「生徒支援会議」に他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を提供・共有する。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。事案によっては、いじめという言葉を使わずに指導することもある。

- ・いじめを受けた生徒（いじめを受けている疑いがある生徒）が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた生徒に対し、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じる。
- ・いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ・はやしたてたり、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導する。
- ・学級を中心に、今後いじめが起きないようにするための話し合いを持つ。
- ・いじめに関わった生徒の背景を探り、そこにある問題に対しても対処していく。
- ・いじめの当事者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。警察等への通報は、原則として学校長が判断をして行う。
- ・出席停止となった生徒に対しては、教育を受ける権利を保障し、継続的に立ち直りに向けた指導や支援を行う。

（４）インターネットを通じてのいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行う。

インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に向け、教育相談アンケートに質問項目を設ける。

（５）アンケートの保存期間

学校生活アンケートは、当該生徒が卒業するまで保存する。また、アンケートで聞き取った内容をまとめた記録や調査報告書は、実施後５年間保存する。

３ 「いじめの防止等対策会議」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うために、定期的に「生徒支援会議」を開き、緻密な情報共有を行うとともに「いじめの防止等対策会議」を設置し、毎月１回開催し情報交換する。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催する。なお、いじめと疑われる相談・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず、他の業務に優先してかつ、即日、当該情報を速やかに本会議に報告する。

（１）「いじめの防止等対策会議」の構成

管理職、生徒指導担当、学年主任、養護教諭、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

※検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

（２）活動内容

- ・ いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正を行う。
- ・ いじめと疑われる相談・通報に対応する。
- ・ いじめの判断と情報収集を行う。
- ・ いじめ事案への対応検討・決定を行う。
- ・ いじめ事案の報告を行う。

４ 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、市教育委員会を通じて市長に報告し、市教育委員会と協議の上、「緊急調査チーム」を設置し、迅速に調査に着手する。

（１）「緊急調査チーム」の構成

- ・ 管理職、生徒指導担当者、学年主任
- ※ 事案内容により構成員については市教育委員会と検討し、校長が任命する。
- ※ 構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

（２）活動内容

- ・ 発生した重大事態のいじめ事案に関する調査をする。
 - ・ 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で提供・説明をする。
 - ・ 平塚市教育委員会へ調査結果報告をする。
 - ・ 調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出する。
 - ・ アンケートなどの一次資料は当該生徒が卒業するまで、調査報告書などの二次資料は卒業後５年間保存する。
 - ・ いじめの重大事態に関する調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた生徒及びその保護者の意向を確認した上で、公表をした場合の生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表する。
- 公表する場合は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、公表の方針について説明を行う。

５ その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の２点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組を評価します。

- ・ いじめの早期発見に関する取組に関すること
- ・ いじめの再発を防止するための取組に関すること

２０２２年（令和４年）４月１日 改定